

横浜弁護士会所属の弁護士による

原発事故損害賠償相談会

平成26年12月6日（土）

横浜弁護士会館：12時30分から（開場：12時）

※同日午前10時30分から「福島原発被害者支援かながわ弁護団」主催の
原発事故損害賠償説明会も開催されます（横浜市開港記念会館）。



東日本大震災と原発事故により被害に遭われた皆様お見舞い申し上げます。
横浜弁護士会では、最新の情報をもとに、みなさまがそれぞれの立場で如何
にすべきかを弁護士と一緒に考える個別相談会を県内3カ所で開催いたしま
す。関内の横浜弁護士会館と、相模原、小田原にて開催いたしますので、是非
お近くの会場へご来場ください。

場 所 県内3ヶ所で同時開催いたします。

	最寄駅からのご案内	定員	受付方法
①横浜弁護士会館 1階相談室	JR関内駅 南口より徒歩10分	14組	予約不要
	市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩10分		
	みなとみらい線 日本大通り駅 1番出口より徒歩1分		
②横浜弁護士会 相模原支部会館	JR横浜線相模原駅 JR相模原駅からバス (1、2番)市役所前下車、徒歩3分	4組	事前申し込み制
③横浜弁護士会 県西支部会館	JR小田原駅 徒歩10分	4組	事前申し込み制

※②③の会場は、事前申し込み制となります。参加希望の場合は、裏面のご希望の会場
に直接お申し込み下さい。ご希望の会場・お名前・ご連絡先電話番号・参加人数をお伺
いいたします。11月28日までに事前のお申込みが無い場合は、相談会を中止します。

お問い合わせ・予約受付は、いずれも平日、午前10時～午後5時までとなります。

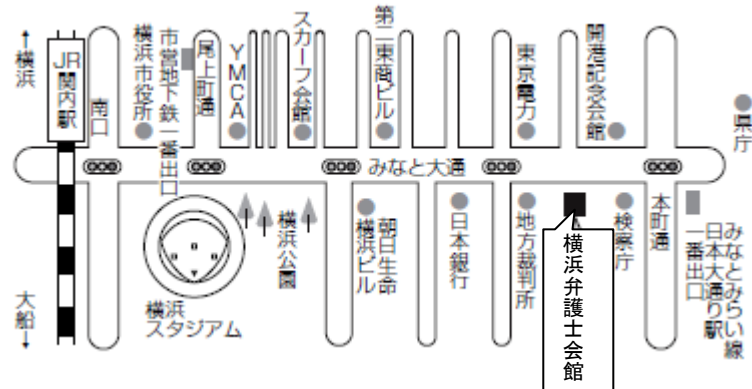
※定員を超えた場合は、ご相談いただけない場合がございますのでご了承ください。



12/6 原発事故損害賠償相談会 会場のご案内

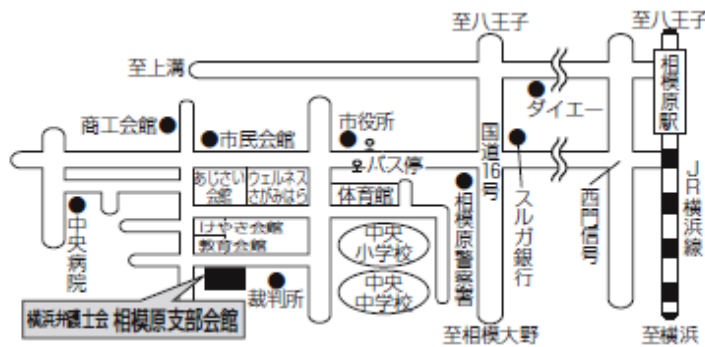
① 関内会場（横浜弁護士会館 1階相談室）

電話 045-211-7715



② 相模原会場（横浜弁護士会相模原支部会館）

電話 042-751-0958



要予約

③ 小田原会場（横浜弁護士会県西支部会館）

電話 0465-22-5671



要予約

